

国民健康保険に関する事務(全項目評価書)

変更箇所一覧

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(別添1) 事務の内容

<p>1. 被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務 (令和6年12月まで)</p> <p style="text-align: center;">変更または追記した箇所</p>	17	標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド検証期間を追記
--	----	------------------------------------

<p>(備考)</p> <p>(1)-① 被保険者等から国保法第9条第14項に規定されている住民異動(転入・転出など)の届出を受ける。 ※ 住民基本台帳法に基づく届出をすることで、資格異動の届出とみなされる。</p> <p>(1)-② 被保険者等から資格異動の届出を受ける。</p> <p>(2)-① 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、世帯・住所情報等を取得(移転)する。</p> <p>(2)-② 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから前住所地等での世帯・住所情報等を取得する。 ※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作</p> <p>(2)-③ 他部署から介護・障害・生保情報の提供(移転)を受ける。</p> <p>(3) 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関での資格情報を取得する。</p> <p>(4) 取得した情報より、国保標準システムで職員が国保資格情報を入力する。</p> <p>(5)-① 住民情報オンラインシステム上の他課業務システムへ資格情報を提供(移転)する。</p> <p>(5)-② 国保標準システムから電話催告システムへ資格情報をデータ送信する。</p> <p>(5)-③ 国保情報集約システムを使用し、国保連合会へ資格情報をデータ送信する。 ※ 国保標準システムから国保情報集約システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す</p> <p>(5)-④ 庁内連携システムを経由し、他システムへ資格情報を提供(移転)する。</p> <p>(6) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ資格情報を登録する。</p>	17	—
--	----	---

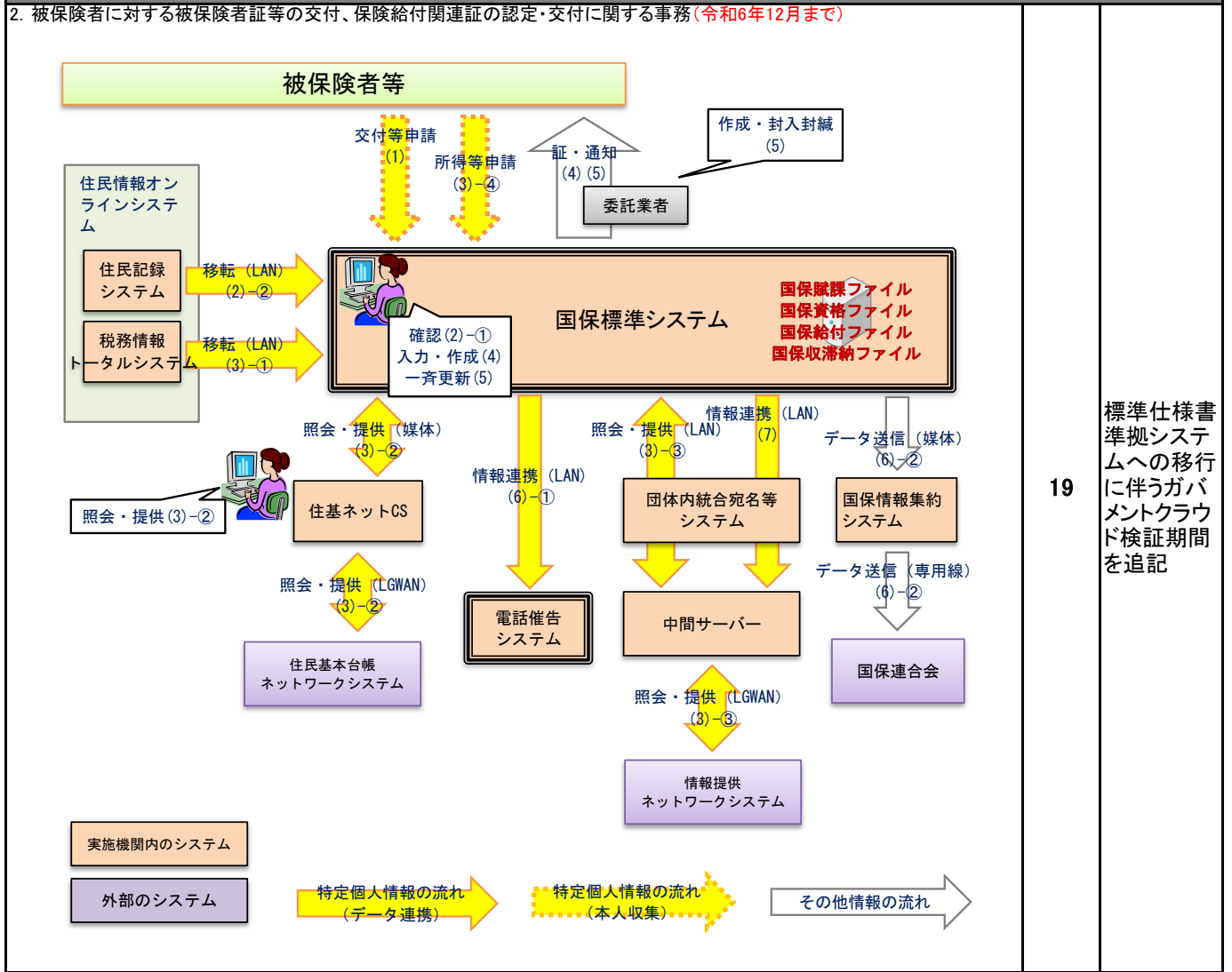
変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(別添1) 事務の内容

<p>1. 被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務 (令和7年1月以降)</p> <p>実施機関内のシステム</p> <p>外部のシステム</p> <p>特定個人情報の流れ (データ連携)</p> <p>特定個人情報の流れ (本人収集)</p> <p>その他情報の流れ</p>	18	標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更
変更または追記した箇所	ページ	事由等

<p>(備考)</p> <p>(1)-① 被保険者等から国保法第9条第14項に規定されている住民異動(転入・転出など)の届出を受ける。 ※ 住民基本台帳法に基づく届出をすることで、資格異動の届出とみなされる。</p> <p>(1)-② 被保険者等から資格異動の届出を受ける。</p> <p>(2)-① 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得(移転)する。</p> <p>(2)-② 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから前住所地等での世帯・住所情報等を取得する。 ※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作</p> <p>(2)-③ 他部署から介護・障害・生保情報の提供(移転)を受ける。</p> <p>(3) 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関での資格情報を取得する。</p> <p>(4) 取得した情報より、国保標準システムで職員が国保資格情報を入力する。</p> <p>(5)-① 他課業務システムとデータ連携し、資格情報を提供(移転)する。 ※各業務システムは、順次、標準準拠システム及びガバメントクラウドへ移行するため、移行完了までは、従前のとおり団体内統合宛名等システムを経由して資格情報を提供(移転)する。</p> <p>(5)-② 庁内連携システムを経由し、国保標準システムから電話催告システムへ資格情報をデータ送信する。</p> <p>(5)-③ 国保情報集約システムを使用し、国保連合会へ資格情報をデータ送信する。 ※ 国保標準システムから国保情報集約システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す。</p> <p>(5)-④ 庁内連携システムを経由し、他システムへ資格情報を提供(移転)する。</p> <p>(6) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ資格情報を登録する。</p>	18	標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更
---	----	--------------------------------------

(別添1) 事務の内容



19 標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド検証期間を追記

- (備考)
- (1) 被保険者等から被保険者証・給付関連証の交付(再交付)申請を受ける。
※ 国保資格取得・喪失に伴う交付申請については、資格異動の届出により申請があったものとみなす
 - (2)-① 国保標準システムにより、資格・収納情報を確認する。
 - (2)-② 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、世帯・住所情報等を取得(移転)し、確認する。
 - (3)-① 税務情報トータルシステムから団体内統合宛名等システムを経由し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)
 - (3)-② 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
 - (3)-③ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
 - (3)-④ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
 - (4) 取得した情報を職員が国保標準システムに入力する。
各種証の交付を判定し、職員が国保標準システムで証を作成した後、被保険者等へ交付・通知する。
※ 原則として郵送による交付(本人確認がとれる場合に限り窓口交付も可)
 - (5) 次の証について、一斉更新を処理する。
 - 被保険者証(隔年8月)
国保標準システムで交付データを作成し、委託業者が証を作成・送付
 - 短期証・資格証明書(毎年8月)、高齢受給者証(毎年7月)
国保標準システムで証を作成し、委託業者が封入封緘・送付
 - その他給付関連証(毎年7月)
国保標準システムで更新通知を作成し、送付
※ 証の作成・交付は、上記(1)~(4)と同じ
 - (6)-① 国保標準システムから電話催告システムへ被保険者証等情報をデータ送信する。
 - (6)-② 国保情報集約システムを使用し、国保連合会へ被保険者証等情報をデータ送信する。
※ 国保標準システムから国保情報集約システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す
団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ被保険者証等情報を登録する。
 - (7) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ被保険者証等情報を登録する。

19 —

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(別添1) 事務の内容

2. 被保険者に対する被保険者証等の交付、保険給付関連証の認定・交付に関する事務(令和7年1月以降)

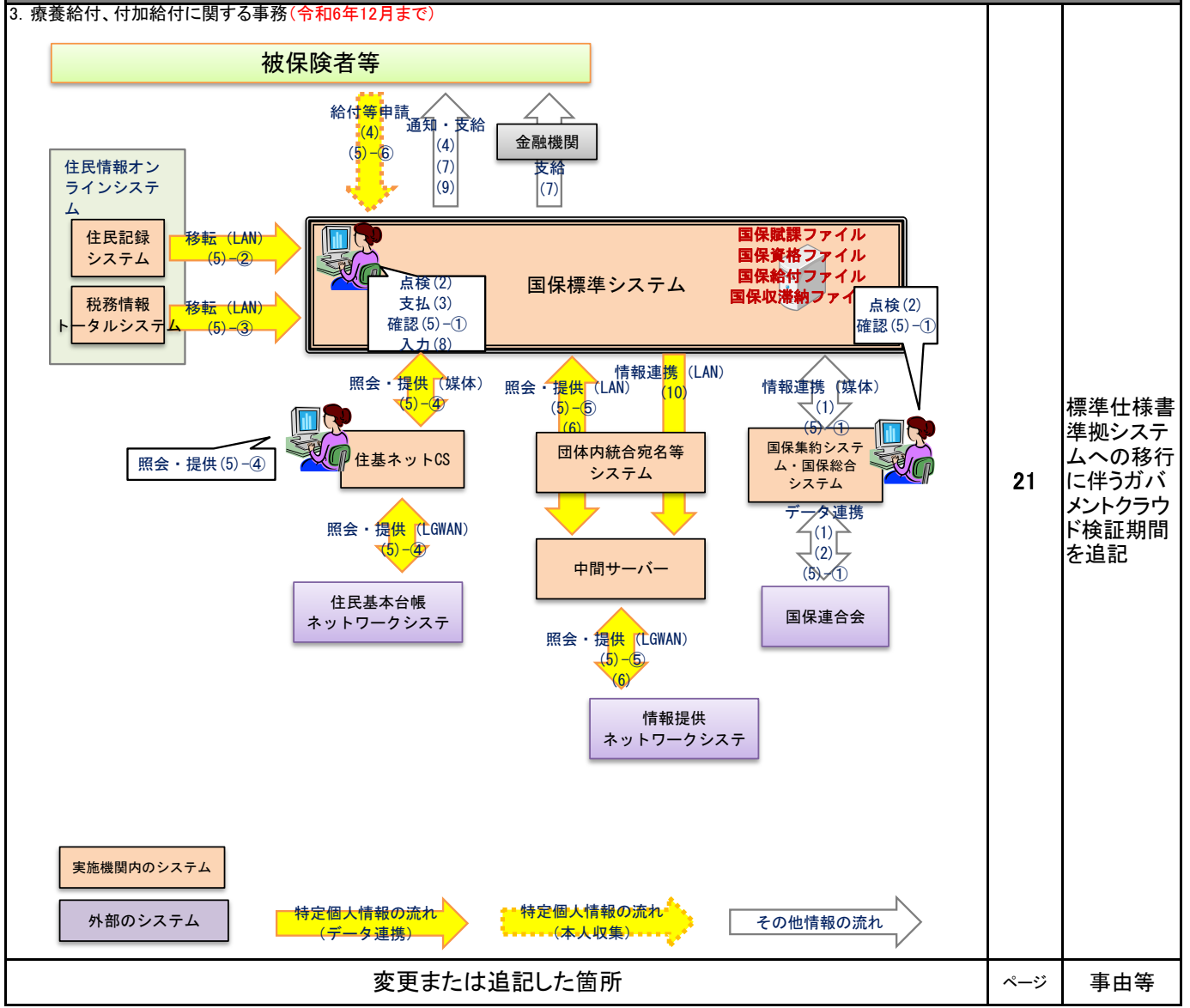
標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

- (備考)
- (1) 被保険者等から被保険者証・給付関連証の交付(再交付)申請を受ける。
※ 国保資格取得・喪失に伴う交付申請については、資格異動の届出により申請があったものとみなす
 - (2)-① 国保標準システムにより、資格・収納情報を確認する。
 - (2)-② 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得(移転)し、確認する。
 - (3)-① 税務情報トータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得(移転)する。
(新宿区に税務情報がある場合のみ)
※ 税務トータルシステムについては、標準準拠システム及びガバメントクラウドへ移行するまでは、移行完了までは、従前のとおり団体内統合宛名等システムを経由して資格情報を提供(移転)する。
 - (3)-② 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
 - (3)-③ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
 - (3)-④ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
 - (4) 取得した情報を職員が国保標準システムに入力する。
各種証の交付を判定し、職員が国保標準システムで証を作成した後、被保険者等へ交付・通知する。
※ 原則として郵送による交付(本人確認がとれる場合に限り窓口交付も可)
 - (5) 次の証について、一斉更新を処理する。
 - 被保険者証(隔年8月)
国保標準システムで交付データを作成し、委託業者が証を作成・送付
 - 短期証・資格証明書(毎年8月)、高齢受給者証(毎年7月)
国保標準システムで証を作成し、委託業者が封入封緘・送付
 - その他給付関連証(毎年7月)
国保標準システムで更新通知を作成し、送付
※ 証の作成・交付は、上記(1)~(4)と同じ
 - (6)-① 庁内連携システムを経由し、国保標準システムから電話催告システムへ被保険者証等情報をデータ送信する。
 - (6)-② 国保情報集約システムを使用し、国保連合会へ被保険者証等情報をデータ送信する。
※ 国保標準システムから国保情報集約システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す
 - (7) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ被保険者証等情報を登録する。
- 標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(別添1) 事務の内容



変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

- (備考)(1) 国保総合システムを経由し、国保連合から審査後の診療報酬明細(レセプト)データを受け取る。
 ※ 国保総合システムから国保標準システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す
 (2) 国保標準システム及び国保総合システムにより、診療報酬明細(レセプト)を点検・審査する。
 (3) 国保連合会に対し診療報酬等を支払う。
 ※ 医療機関へは、国保連合会から診療報酬等が支払われる
 (4) 被保険者等から療養給付・付加給付に関する申請を受ける。
 ※ 高額療養費・高額介護合算療養費については、事前に国保標準システムで作成した勸奨通知を送付
 (5)-① 国保標準システム、国保情報集約システム及び国保総合システムにより、資格・収納・給付・受診情報等を確認する。
 (5)-② 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、世帯・住所情報等を取得(移転)し、確認する。
 (5)-③ 税務情報トータルシステムから団体内統合宛名等システムを経由し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)
 (5)-④ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
 ※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
 (5)-⑤ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
 (5)-⑥ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
 (6) 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関での給付情報を取得する。
 取得した情報より支給・不支給を判定し、被保険者等に通知・支給する。
 ※ 原則として口座振替による支給
 (8) 国保標準システムで職員が給付情報を入力する。
 (9) 被保険者等に医療費通知・ジェネリック差額通知を送付する。
 ※ 医療費通知は、国保総合システムで作成
 ※ ジェネリック差額通知は、国保連合会で作成
 (10) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ給付情報を登録する。
- 21 —

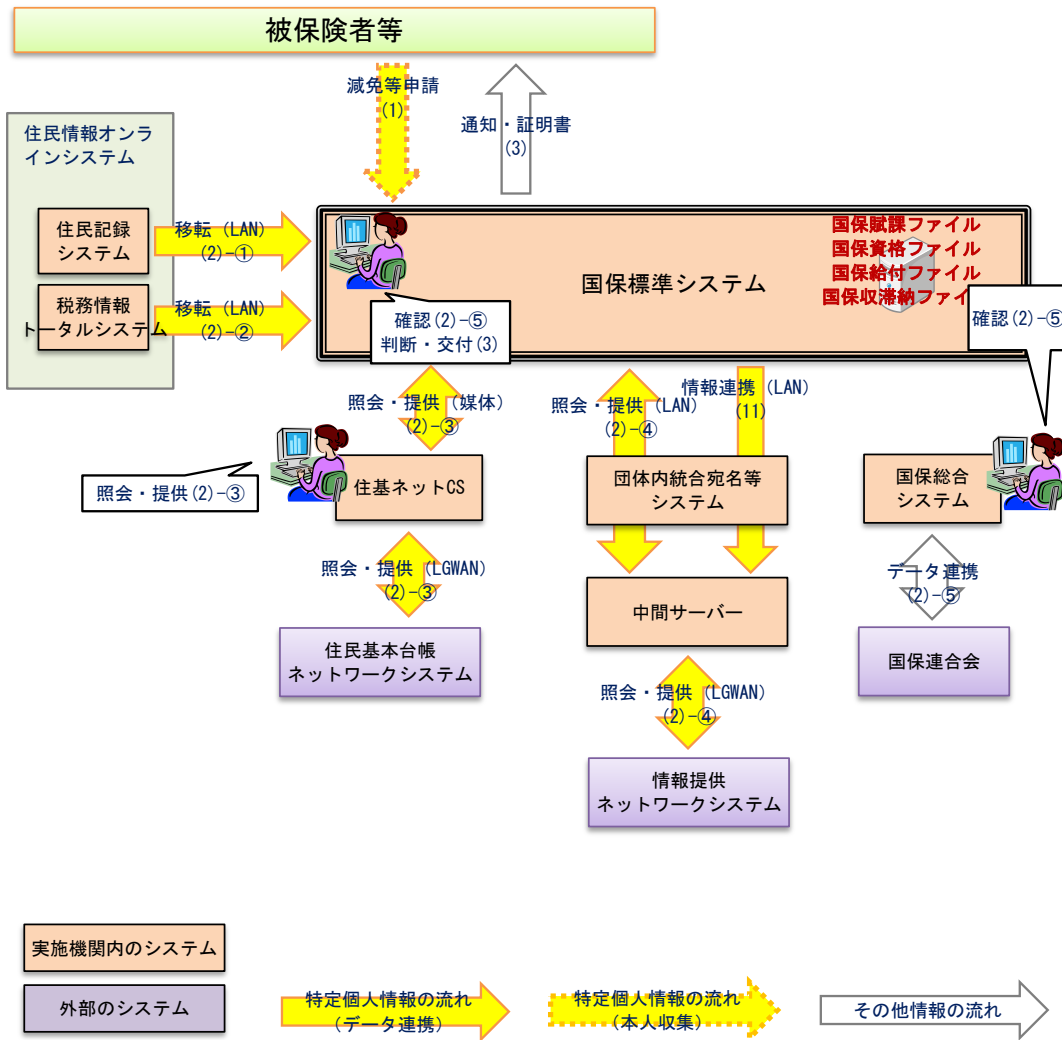
変更または追記した箇所	ページ	事由等
<p>(別添1)事務の内容</p> <p>3. 療養給付、付加給付に関する事務(令和7年1月以降)</p>	22	標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更
変更または追記した箇所	ページ	事由等

<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国保総合システムを経由し、国保連合から審査後の診療報酬明細(レセプト)データを受け取る。 ※ 国保総合システムから国保標準システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す (2) 国保標準システム及び国保総合システムにより、診療報酬明細(レセプト)を点検・審査する。 (3) 国保連合会に対し診療報酬等を支払う。 ※ 医療機関へは、国保連合会から診療報酬等が支払われる (4) 被保険者等から療養給付・付加給付に関する申請を受ける。 ※ 高額療養費・高額介護合算療養費については、事前に国保標準システムで作成した勧奨通知を送付 (5)-① 国保標準システム、国保情報集約システム及び国保総合システムにより、資格・収納・給付・受診情報等を確認する。 (5)-② 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得(移転)し、確認する。 (5)-③ 税務情報トータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ) ※標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のおり団体内統合宛名等システムを経由して所得情報を取得(移転)する。 (5)-④ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。 ※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作 (5)-⑤ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。 (5)-⑥ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。 (6) 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関での給付情報を取得する。 (7) 取得した情報より支給・不支給を判定し、被保険者等に通知・支給する。 ※ 原則として口座振替による支給 (8) 国保標準システムで職員が給付情報を入力する。 (9) 被保険者等に医療費通知・ジェネリック差額通知を送付する。 ※ 医療費通知は、国保総合システムで作成 ※ ジェネリック差額通知は、国保連合会で作成 (10) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ給付情報を登録する。 	22	標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更
--	----	--------------------------------------

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(別添1) 事務の内容

4. 療養給付における一部減額・減免に関する事務(令和6年12月まで)



23 標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド検証期間を追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

<p>(備考)</p> <p>(1) 被保険者等から療養給付に関する一部減額・減免の申請を受ける。</p> <p>(2)-① 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、世帯・住所情報等を取得(移転)する。</p> <p>(2)-② 税務情報トータルシステムから団体内統合宛名等システムを経由し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)</p> <p>(2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。 ※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作</p> <p>(2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。</p> <p>(2)-⑤ 国保標準システム及び国保総合システムにより、給付・受診情報等を確認する。</p> <p>(3) 取得した情報より承認・不承認を判断し、被保険者等に通知・証明書を交付する。</p>	23	—
--	----	---

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

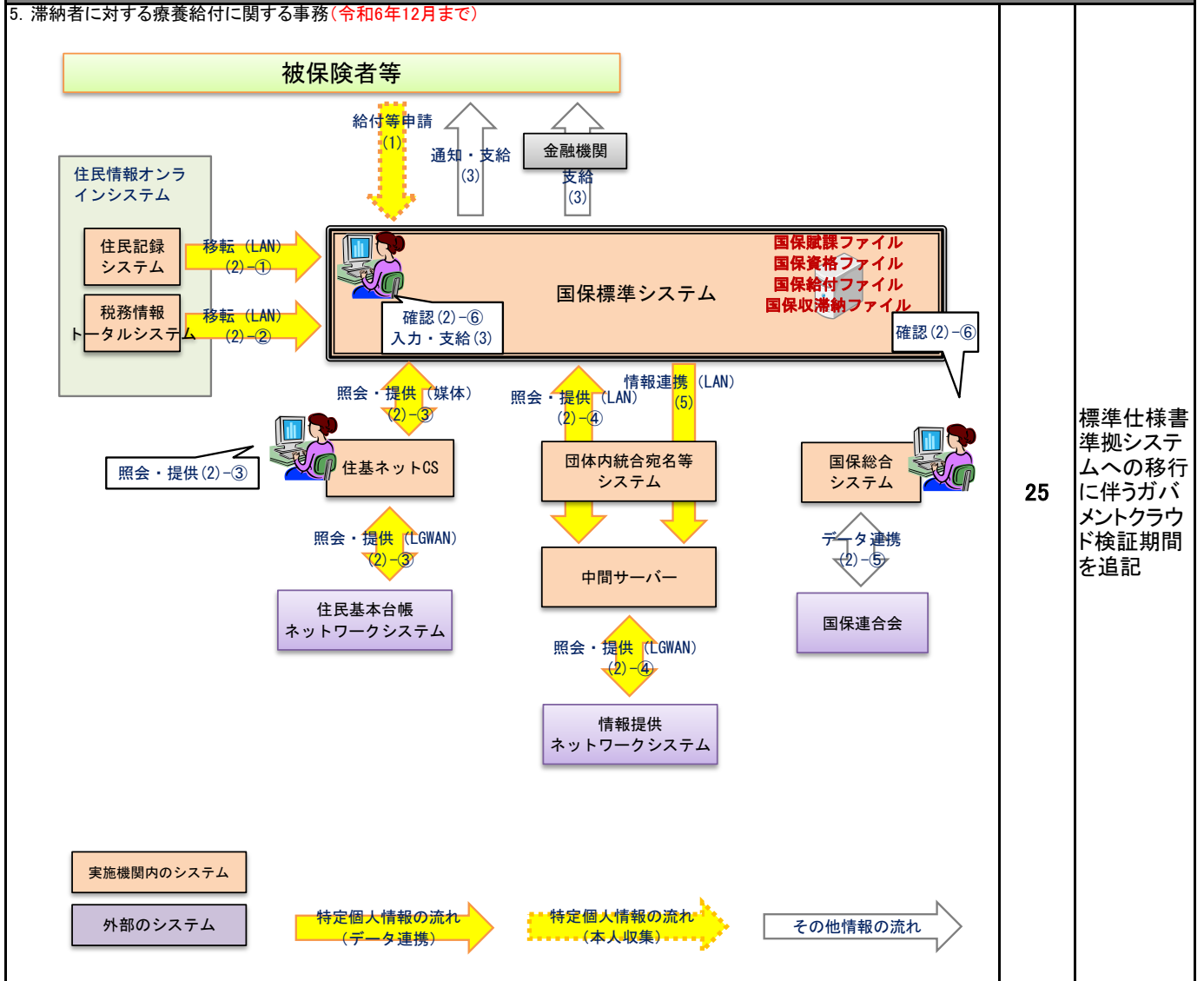
(別添1) 事務の内容

<p>4. 療養給付における一部減額・減免に関する事務(令和7年1月以降)</p>	24	標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更
変更または追記した箇所	ページ	事由等

<p>(備考)</p> <p>(1) 被保険者等から療養給付に関する一部減額・減免の申請を受ける。</p> <p>(2)-① 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得(移転)する。</p> <p>(2)-② 税務情報トータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ) ※標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のとおり団体内統合宛名等システムを経由して所得情報を取得(移転)する。</p> <p>(2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。 ※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作</p> <p>(2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。</p> <p>(2)-⑤ 国保標準システム及び国保総合システムにより、給付・受診情報等を確認する。</p> <p>(3) 取得した情報より承認・不承認を判断し、被保険者等に通知・証明書を交付する。</p>	24	標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更
---	----	--------------------------------------

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(別添1) 事務の内容



25

標準仕様書
準拠システムへの移行
に伴うガバメントクラウド
検証期間を追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(備考)

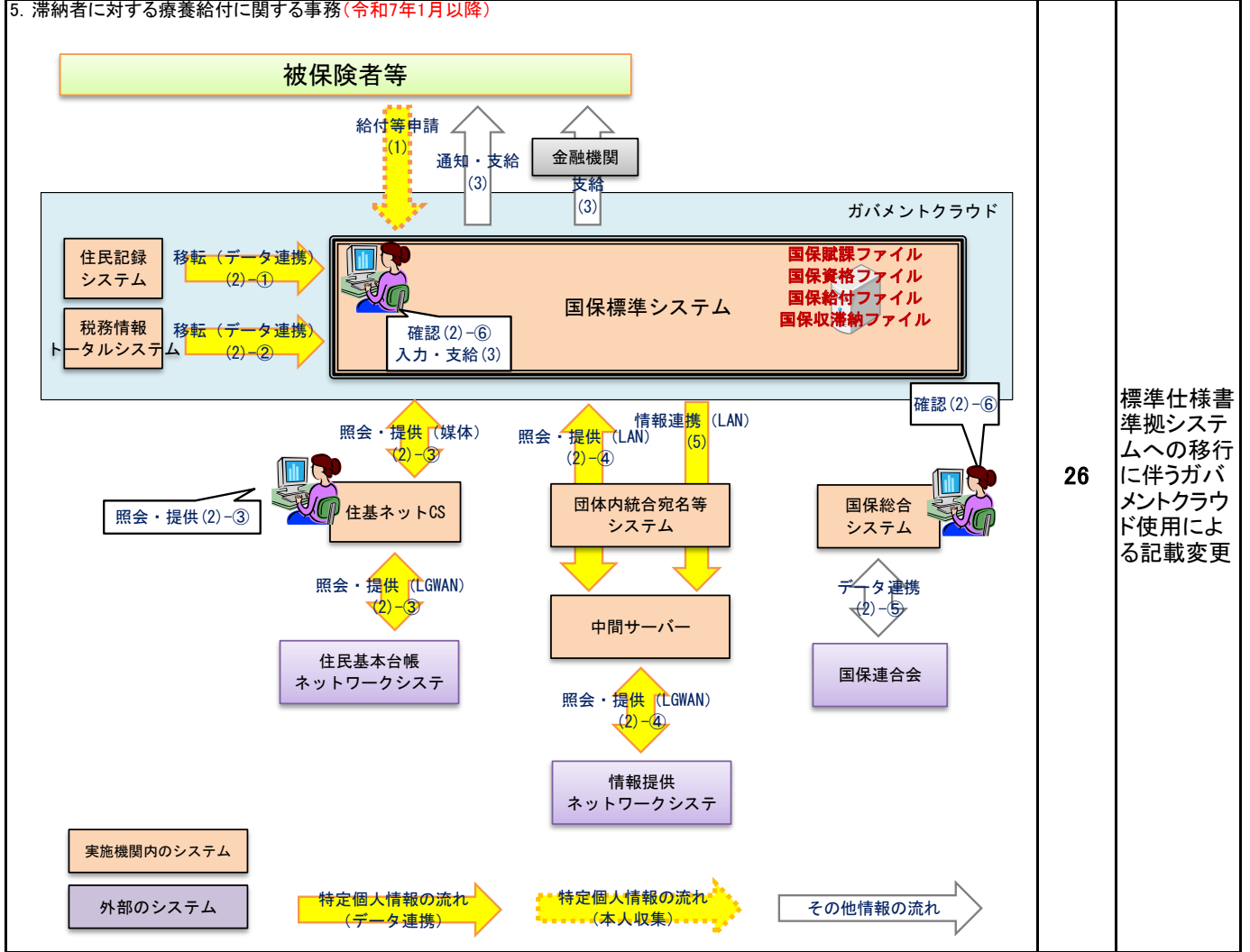
- (1) 被保険者等から療養給付に関する申請を受ける。
- (2)-① 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、世帯・住所情報等を取得(移転)する。
- (2)-② 税務情報トータルシステムから団体内統合宛名等システムを経由し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 国保標準システム及び国保総合システムにより、給付・受診情報等を確認する。
- (3) 取得した情報より国保標準システムで職員が給付情報を入力する。
- (4) 取得した情報より療養給付の充当・支給を判断し、被保険者等に通知・支給する。
※ 支給となった場合、原則として口座振替による支給
- (5) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ給付・収納情報を登録する。

25

—

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(別添1) 事務の内容



26 標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更

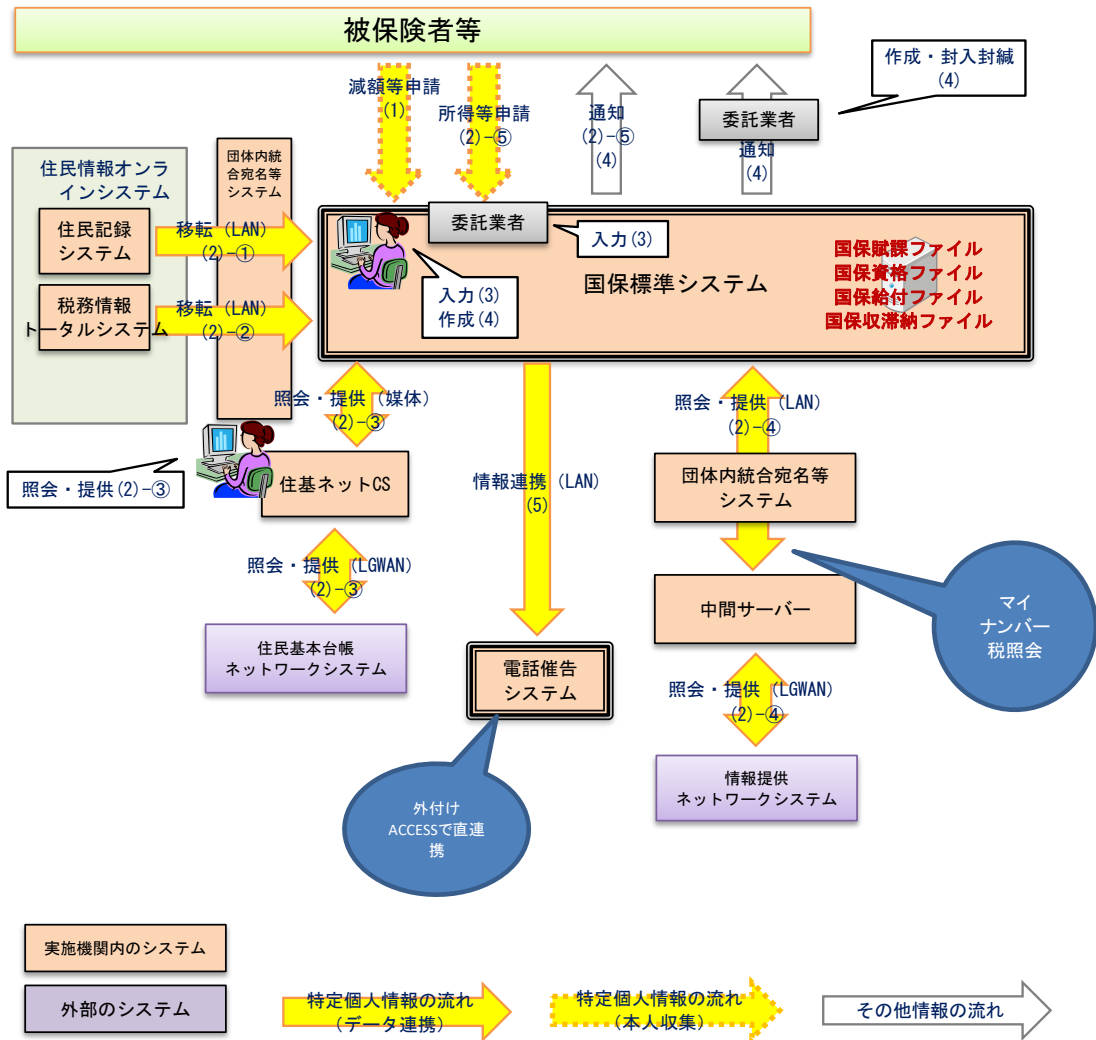
変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

- (備考)
- (1) 被保険者等から療養給付に関する申請を受ける。
 - (2)-① 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得(移転)する。
 - (2)-② 税務情報トータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)
※標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のとおり団体内統合宛名等システムを経由して所得情報を取得(移転)する。
 - (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
 - (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
 - (2)-⑤ 国保標準システム及び国保総合システムにより、給付・受診情報等を確認する。
 - (3) 取得した情報より国保標準システムで職員が給付情報を入力する。
 - (4) 取得した情報より療養給付の充当・支給を判断し、被保険者等に通知・支給する。
※ 支給となった場合、原則として口座振替による支給
 - (5) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ給付・収納情報を登録する。

26 標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更

(別添1) 事務の内容

6. 保険料の賦課(計算)に関する事務(令和6年12月まで)



27 標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド検証期間を追記

(備考)

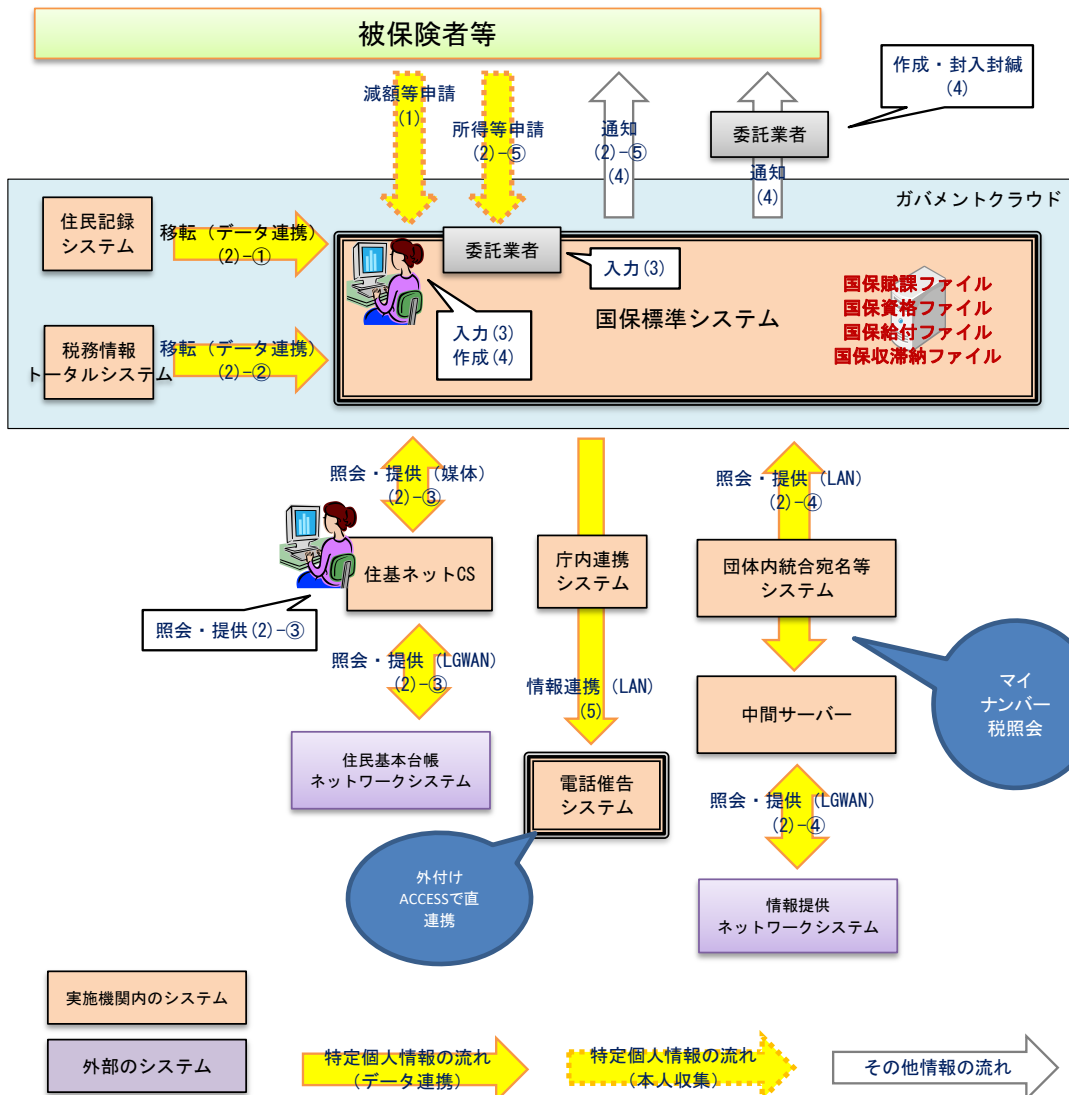
- (1) 被保険者等から保険料減額・減免に関する届出・申請を受ける。
※ 国保資格取得・喪失に伴う賦課については、届出・申請を要しない
- (2)-① 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、世帯・住所情報等を取得(移転)し、確認する。
- (2)-② 税務情報トータルシステムから団体内統合宛名等システムを経由し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の資格・所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
※ 所得情報不明者に対しては、国保標準システムで作成した勸奨通知を送付
- (3) 取得した情報を国保標準システムに入力し、保険料(減額・減免判定含む)を計算する。
※ 通常時は職員が入力し、当初算定(毎年6月)に関連する場合は委託先が入力
- (4) 被保険者等に納入通知書・納付書及び減免承認・不承認通知を送付する。
※ 国保標準システムで納入通知書・納付書データを作成し、委託業者が出力・封入封緘
※ 年金特別徴収者に対しては、仮徴収額のお知らせも年1回送付
- (5) 国保標準システムから電話催告システムへ賦課情報をデータ送信する。

27 —

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(別添1) 事務の内容

6. 保険料の賦課(計算)に関する事務(令和7年1月以降)



28

標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(備考)

- (1) 被保険者等から保険料減額・減免に関する届出・申請を受ける。
※ 国保資格取得・喪失に伴う賦課については、届出・申請を要しない
- (2)-① 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得(移転)し、確認する。
- (2)-② 税務情報トータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)
※標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のおり団体内統合宛名等システムを経由して所得情報を取得(移転)する。
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の資格・所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
※ 所得情報不明者に対しては、国保標準システムで作成した勸奨通知を送付
- (3) 取得した情報を国保標準システムに入力し、保険料(減額・減免判定含む)を計算する。
※ 通常時は職員が入力し、当初算定(毎年6月)に関連する場合は委託先が入力
- (4) 被保険者等に納入通知書・納付書及び減免承認・不承認通知を送付する。
※ 国保標準システムで納入通知書・納付書データを作成し、委託業者が出力・封入封緘
※ 年金特別徴収者に対しては、仮徴収額のお知らせも年1回送付
- (5) 庁内連携システムを経由し、国保標準システムから電話催告システムへ賦課情報をデータ送信する。

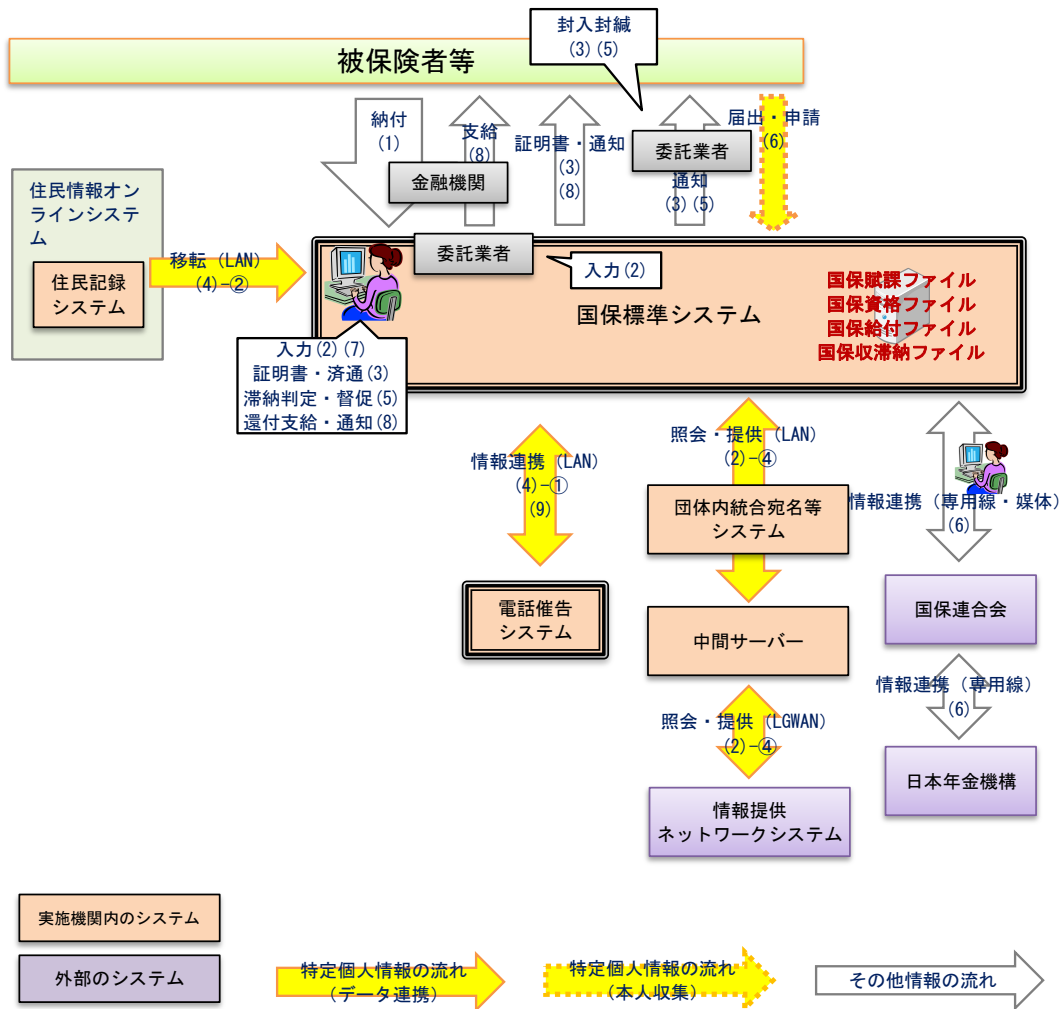
28

標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(別添1) 事務の内容

7. 保険料の徴収に関する事務(令和6年12月まで)



29

標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド検証期間を追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(備考)

- (1) 次の方法により、被保険者等が保険料を納付する。
 - 区役所(医療保険年金課・特別出張所)窓口での納付書納付
 - 金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ・モバイルクレジットでの納付書納付
 - Pay-easy納付
 - 口座振替納付
 - 年金特別徴収
- (2) 国保標準システムに職員又は委託業者が収納情報を登録(入力)・管理する。
※ 過誤納金が発生した場合、被保険者等へ還付・充当通知を送付
- (3) 被保険者等に納付証明書を交付、口座振替済通知を送付する。
※ 納付証明書は、被保険者等からの申し出により国保標準システムで作成
※ 国保標準システムで口座振替済通知を作成し、委託業者が封入封緘
- (4)-① 国保標準システムにて、電話催告システムから催告情報を取得する。
- (4)-② 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、住所情報等を取得(移転)する。
- (5) 取得した情報より滞納状況等を判定し、被保険者等に督促状・催告書を送付する。
※ 国保標準システムで督促状・催告書を作成し、委託業者が封入封緘
- (6) 被保険者等から還付・徴収方法・徴収猶予等に関する申請を受ける。
※ 年金特別徴収については、日本年金機構から対象者データを受け取る
→ 国保連合会を経由し専用線で接続された専用端末で受け取る
→ 専用端末と国保標準システム間は、電子記録媒体でデータ受渡し
- (7) 取得した情報を国保標準システムに職員が入力する。
国保標準システムにより、還付・徴収方法・処分を判定・決定する。
- (8) 被保険者等に還付通知・処分通知等を送付する。
※ 還付に関しては、原則として口座振替により支給
- (9) 国保標準システムから電話催告システムへ収納・滞納処分情報をデータ送信する。

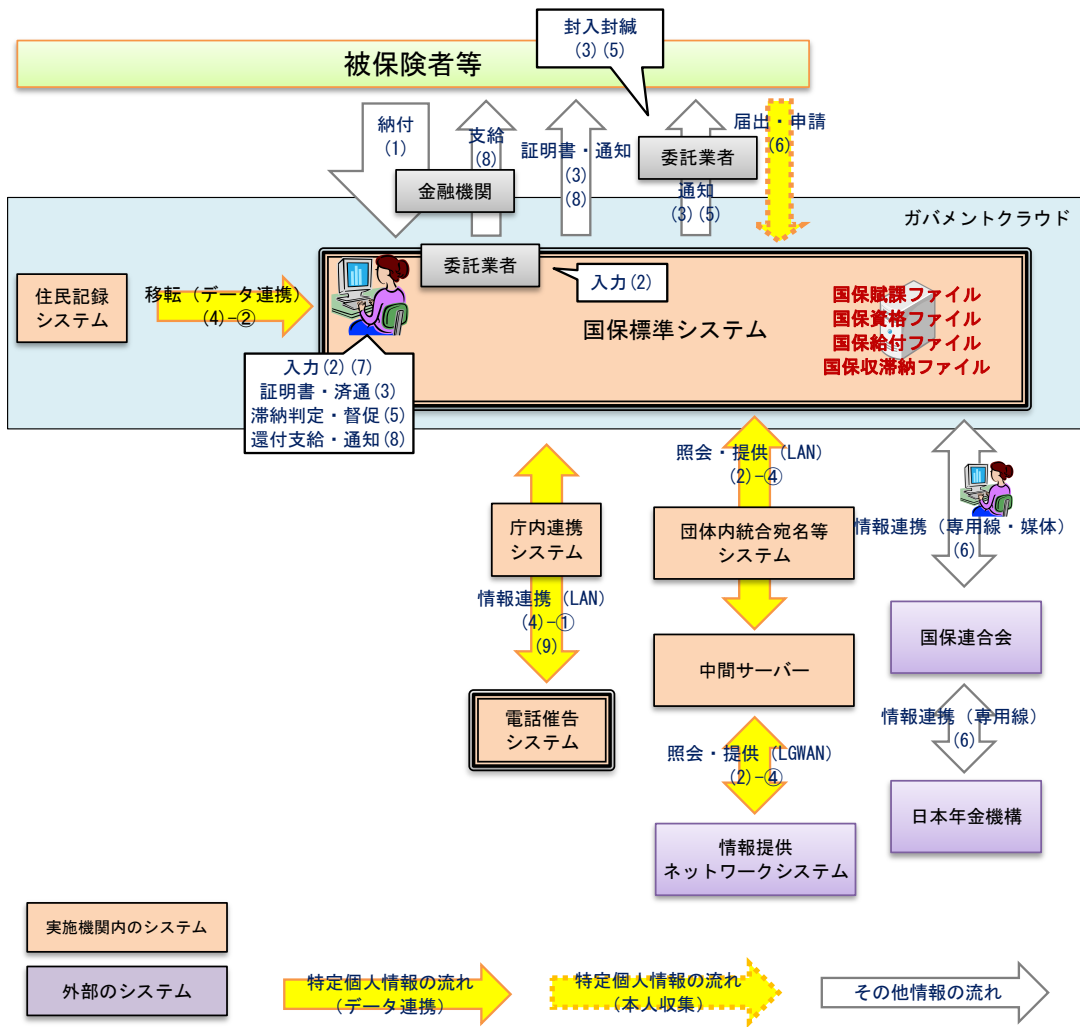
29

—

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(別添1) 事務の内容

7. 保険料の徴収に関する事務(令和7年1月以降)



30

標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(備考)

- (1) 次の方法により、被保険者等が保険料を納付する。
 - 区役所(医療保険年金課・特別出張所)窓口での納付書納付
 - 金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ・モバイルクレジットでの納付書納付
 - Pay-easy納付
 - 口座振替納付
 - 年金特別徴収
- (2) 国保標準システムに職員又は委託業者が収納情報を登録(入力)・管理する。
※ 過誤納金が発生した場合、被保険者等へ還付・充当通知を送付
- (3) 被保険者等に納付証明書を交付、口座振替済通知を送付する。
※ 納付証明書は、被保険者等からの申し出により国保標準システムで作成
※ 国保標準システムで口座振替済通知を作成し、委託業者が封入封緘
- (4)-① 国保標準システムにて、電話催告システムから催告情報を取得する。
- (4)-② 住民記録システムとデータ連携し、住所情報等を取得(移転)する。
- (5) 取得した情報より滞納状況等を判定し、被保険者等に督促状・催告書を送付する。
※ 国保標準システムで督促状・催告書を作成し、委託業者が封入封緘
- (6) 被保険者等から還付・徴収方法・徴収猶予等に関する申請を受ける。
※ 年金特別徴収については、日本年金機構から対象者データを受け取る
⇒ 国保連合会を経由し専用線で接続された専用端末で受け取る
⇒ 専用端末と国保標準システム間は、電子記録媒体でデータ受渡し
- (7) 取得した情報を国保標準システムに職員が入力する。
国保標準システムにより、還付・徴収方法・処分を判定・決定する。
- (8) 被保険者等に還付通知・処分通知等を送付する。
※ 還付に関しては、原則として口座振替により支給
- (9) 庁内連携システムを経由し、国保標準システムから電話催告システムへ収納・滞納処分情報をデータ送信する。

30

標準仕様書準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用による記載変更

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
(1) 国保賦課ファイル	-	-	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※	<p><新宿区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でLTOへ保管 <p><申請書等の紙媒体について></p> <p>事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームについて></p> <p>入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMADのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	55	標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記
③消去方法	<p><国保標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国保標準システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</p>	55	標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
(2) 国保資格ファイル		-	-
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	[委託する] (7) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	59
委託事項7		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ・国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう 		
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 		
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[] フラッシュメモリ [] 紙	[] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。		
⑥委託先名	国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	

国保情報集約システムのクラウド移行に伴う業務委託による追記

64
・
65

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<p><新宿区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でLTOへ保管 <p><申請書等の紙媒体について></p> <p>事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームについて></p> <p>入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	80 標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記
③消去方法	<p><国保標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国保標準システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</p>	80 標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名				
(3)国保給付ファイル		-	-	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※	[委託する] (7) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	84	
委託事項7	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務		国保情報集約システムのクラウド移行に伴う業務委託による追記	
①委託内容	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) 過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者という 			
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 			
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (システムの参照)			90 ・ 91
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。			
⑥委託先名	国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)			
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること 日本国内でのデータ保管を条件としていること 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>		
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※	<p><新宿区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でLTOへ保管 <p><申請書等の紙媒体について></p> <p>事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームについて></p> <p>入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	106	標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記
③消去方法	<p><国保標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国保標準システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</p>	106	標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
(4) 国保取滞納ファイル	-	-	
6. 特定個人情報の保管・消去			
① 保管場所 ※	<p><新宿区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でLTOへ保管 <p><申請書等の紙媒体について></p> <p>事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームについて></p> <p>入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	117	標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記
③ 消去方法	<p><国保標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国保標準システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがたって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	117	標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク				
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない			
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧・更新者を限定するため、事前に情報資産を取り扱うすべての従事者名簿(所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産等)の提出を義務付けている。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、事前に申請許可された者以外のアクセスを制限している。 ・運用保守業務において特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業員および作業内容等を事前に確認して承認を行っている。 <p><市区町村保険者事務共同処理業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定」を明記することとしている。 ・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。 ・さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業員には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業員は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 	149	国保情報集約システムのクラウド移行に伴う業務委託による追記	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	具体的な方法	150	国保情報集約システムのクラウド移行に伴う業務委託による追記
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の使用の記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)としてストレージおよび外部媒体に5年間記録している。 ・外部媒体に記録する場合は、外部媒体を施錠管理されたデータセンターで保管する。(以下、操作履歴、システムログの記録先は「ストレージ等」と表記する) ・委託先の従業員等が当区の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することとしている。 ・国保連合会の特定個人情報保護責任者は、定期的またはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当区の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、当区の文書管理規程に従って、一定期間保存する。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 				

変更または追記した箇所		ページ	事由等
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	150	令和5年度個人情報保護制度の改正による記載内容に変更
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書において、業務上知り得た個人情報等の第三者への提供禁止（守秘義務）を定めている。 ・原則として、事前に新宿区の承諾を得た場合を除き再委託を禁止している。 ・作業終了後、書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。 ・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・また、当区における個人情報保護条例第32条の4個人情報の保護に関する法律により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。 ・さらに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書において当区が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 		
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	151	国保情報集約システムのクラウド移行に伴う業務委託による追記
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆契約書において、契約終了後に返還又は消去するよう定めている。 ◆書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。 ◆特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ◆委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当区の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。 <p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	151	令和5年度個人情報保護制度の改正による記載内容の削除
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲で公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。 ◆業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ本人から直接これを収集しなければならない。 ◆業務に関して知り得た個人情報は、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。 ◆業務で取り扱う個人情報については、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。 ◆収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。 ◆個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。 ◆この契約の終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。 ◆事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅延なくその状況について書面をもって報告すること。 ◆必要に応じて個人情報の取り扱い状況の報告を行い、又は立入調査等の監査を受けること。 ◆従業者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施し、新宿区個人情報保護条例について周知すること。 ◆秘密保持義務 ◆事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ◆特定個人情報の目的外利用の禁止 ◆漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ◆委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ◆特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ◆従業者に対する監督・教育 ◆契約内容の遵守状況について報告を求める規定 <p>等を定めるとともに、委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。具体的には、再委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。</p>		

変更または追記した箇所	ページ	事由等
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[十分に行っている]</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。具体的には、再委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて unnecessaryな複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	<p style="text-align: center;">152</p> <p style="text-align: center;">国保情報集約システムのクラウド移行に伴う業務委託による追記</p>

変更または追記した箇所		ページ	事由等	
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を国保連合会の管理区域に設置し、設置する場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎破棄する。 <p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 		153	国保情報集約システムのクラウド移行に伴う業務委託による追記	
7. 特定個人情報の保管・消去				
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な対策の内容	<p><新宿区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常業務使用する端末自体には、特定個人情報を保管していない。 ・サーバー及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外は入室させない。 ・セキュリティ区域は通常時は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災・水害・ほこり・振動・温度・湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、万が一、火災・水害等の災害が発生した場合に備え異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ・紙媒体・電子記録媒体については、事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンタに構築して設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンタ内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 		161	標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記

変更または追記した箇所		ページ	事由等
⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な対策の内容	<p>・新宿区情報セキュリティ規定に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、最新のウイルスパターンファイルのリリース後、速やかに更新作業を実施している。</p> <p>・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じている。</p> <p>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。</p> <p>・導入しているOS及びミドルウェアには、最新のセキュリティパッチのリリース後、速やかに適用作業を実施している。</p> <p><国保総合(国保集約)システムの技術的対策></p> <p>・国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	162	標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
手順の内容	<p>・文書管理基準表により保存期間を確認し、保存期間を経過した紙媒体の特定個人情報については、溶解・焼却・細断等により廃棄している。</p> <p><国保標準システムの手順></p> <p>保管期間を経過したのちに不要となった特定個人情報をシステム保有課職員の指示のもと、委託業者が一括して削除する仕組みとする。</p> <p>データ間の整合性を損なうことなく削除する必要があるため、業務担当職員の指示のもと、削除作業は委託しているシステム業者が行うものとする。</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <p>・国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	163	標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査			
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な内容	<p>【当区における措置】</p> <p>◆内部監査 「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検討するため、毎年、内部監査を行っている。また、特に必要があるときは随時、内部監査を行うことができる。</p> <p>◆外部監査 「新宿区情報セキュリティ外部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、外部監査を行うものとしている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うものとしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システム> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第29条の3第2項の個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAL)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMALにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAL監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	165	標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記
3. その他のリスク対策			
	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	166	標準仕様書準拠システムへの移行に伴い、ガバメントクラウドを使用するため追記